



トップアンドコア通信

【平成 30 年 5 月 31 日号】

働き方改革法案が衆議院で可決されました。今後、参議院での審議となりますが、今国会での成立が濃厚となってきました。すでに「労働時間制度の見直し」に関しては、月々の残業時間数（休日労働時間を含む）の集計および法定時間（月 45 時間、年 360 時間を原則とし、特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満（休日労働含む）、複数月平均 80 時間（休日労働含む））に収まらない場合の対策に着手されているかと思えます。

この法案には、他にも「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」が含まれており、具体的には「短時間労働者、有期雇用労働者、派遣労働者」について、正社員との不合理な待遇の禁止をいかに遵守させるかが問われています。法案では、「待遇差の内容・理由等に関する説明を義務化」とうたわれていますので、雇用区分による待遇差がある場合は、早めに対策を講じる必要があります。

●平成 32 年度より、大企業の社会保険手続きが電子申請義務化！

厚生労働省より「行政手続きコスト」削減のための基本計画が発表されました。これは、平成 29 年の規制改革実施計画で、行政手続きコストを平成 32 年（2020 年）までに 20%削減する！と決定されたことを受け、厚生労働省においても更なる取組みの推進を図る観点から、基本計画の改定が行われました。

■ 行政手続き簡素化の 3 原則

- ・ 行政手続きの電子化の徹底（デジタルファースト）
- ・ 同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）
- ・ 書式・様式の統一（ワンストップ）



今後は、上記原則を踏まえて対策が講じられていくこととなります。実際、平成 30 年 3 月からは社会保険手続きにおいて「基礎年金番号に変えてマイナンバーを記載する」ことでも手続きが可能となり、平成 30 年 5 月からは雇用保険手続きにおいて「マイナンバーの記載がない届出は受理しない」と徹底されたことで、マイナンバーによる紐づけを進めて「同じ情報は一度だけ」となるよう改善されています（具体的には、厚生年金保険の住所変更・氏名変更手続きはすでに省略可能に）。

■ 手続きのオンライン化の推進

① 対象となる大企業とは…

大企業の事業所（資本金の額又は出資金の額が 1 億円をこえる法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社に係る適用事業所をいう）については、原則、紙媒体及び CD・DVD によらず 電子申請を義務化する。社会保険労務士又は社会保険労務士法人が、大企業の事業所に代わって手続きを行う場合も同様とする。

② 電子申請義務化の時期は…

実施に当たっては、速やかに切り替えられる事業所から順次切替を行い、平成 32 年 4 月 1 日以後に開始する当該大企業の事業所の事業年度又は年度から、電子申請により行うものとする。また、上記義務化の要件に該当しない事業所についても、あわせて電子申請への移行を促すこととする。

③ 年金事務所、ハローワーク、労働基準監督署での対応は…

電子申請について 紙媒体での届出よりも優先して受付処理を行うことで、電子申請へのインセンティブを付与する。

※社会保険労務士法人トップアンドコアでは、ほぼすべての手続きを電子申請で実施しております（健康保険組合の手続きを除く）。電子申請であれば、役所へ出向くことなく手続きを行うことができるため、北海道から沖縄までの手続きを受託することができます。また、本社がグループ会社の手続きをまとめて行っている場合は、違法性を疑われる可能性があります。この機会にぜひ、電子申請をご検討ください。

●平成 29 年の労働災害発生状況の結果公表

厚生労働省より、平成 29 年の労働災害発生状況が取りまとめられ発表されました。死亡災害は 3 年ぶり、休業 4 日以上之死傷災害の発生件数は 2 年連続で「増加」となりました。

【 災害発生状況の業種別内容 】

- ・建設業：「墜落・転落」が占める割合が大きく、死亡災害で「交通事故」「はさまれ・巻き込まれ」が増加（死亡者 323 人：前年比 9.9%↑、死傷者 15,129 人：前年比 0.5%↑）
- ・陸上貨物運送業：死亡災害で「交通事故」が占める割合が大きい（死亡者 137 人：前年比 38.4%↑、死傷者 14,706 人：前年比 5.2%↑）
- ・製造業などの第三次産業：「転倒」と腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が増加傾向（死亡者 160 人：前年比 9.6%↓、死傷者 26,674 人：前年比 0.8%↑）

●36 協定未届の事業所への指導強化

労働基準監督署の人手不足を補うため、平成 30 年度については 36 協定未届事業所に対する相談指導が、民間へ委託されることとなりました。36 協定未届事業所は全国で 170 万件（支社・営業所含む）あり、長時間労働及び労基法遵守の意識が低い事業所が多く、早急な対策が必要と判断されました。

- ・7 月～：「労働条件自主点検表」が事業所へ送付される（回答して返送すれば OK）
- ・9 月～：回答が未提出または回答内容に労基法違反等が見られる事業所へ個別指導

●ハマキョウレックス事件・長澤運輸事件の最高裁判決（平成 30 年 6 月 1 日）

労働契約法第 20 条「不合理な労働条件の禁止」に関する注目の 2 裁判について、最高裁の判断が示されました。

■ハマキョウレックス事件：

契約社員が、正社員にだけ支給される諸手当を不合理として訴えた事件

- **手当の支給趣旨により個別判断すべき**。つまり、ドライバーとしての職務内容が同じである限り、無事故手当、給食手当、業務手当、通勤手当、皆勤手当を支払わないのは不合理、住宅手当は合理的と判断

■長澤運輸事件：

定年後再雇用した際に賃金を 2 割引き下げたことが、不合理と訴えた事件

- 定年後再雇用の有期雇用者は**長期間の雇用が予定されていない**うえ、**2 割程度の下げ幅は社会的に許容されていると判断**（ただし、精勤手当の不支給は不合理）。



社会保険労務士法人トップアンドコア

- 【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370
【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワー名古屋 7F TEL：052-589-8753
【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL：092-273-0503
E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

